

平成 26 年 5 月 1 日
改訂 平成 28 年 2 月 1 日
改訂 平成 28 年 6 月 9 日
改訂 平成 29 年 8 月 25 日

糸魚川市立大和川小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立大和川小学校

はじめに

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立大和川小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

第 1 章 いじめの防止等のための基本的な方針

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人間関係にあたる他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第 2 条より）

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

(3) いじめの禁止

大和川小学校児童は、いじめを行ってはならない。

(4) 学校の責務

- ①いじめはどの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめはいかなる理由があろうとも絶対に許されない」行為であることについて、児童、保護者、地域への周知を図る。
- ②児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。
- ③いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための取組方針

- (1) いじめの防止等の取組を計画的に行うとともに、いじめが発見された場合には、組織的に迅速かつ適切に対応する。
- (2) いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- (3) 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- (4) 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針について共通理解を図るとともに、いじめに対

する認識を高める。

(5) 保護者・地域住民に、学校のいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛ける。

第2章 いじめの防止等のための基本的な施策

1 基本となる取組

(1) いじめの未然防止のための取組 (別紙 いじめ等防止のための年間計画参照)

- ①学校の重点目標に「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- ②教育活動全体をとおして、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ③道徳の時間を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。
- ④児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会(児童会)活動の充実を図る。
- ⑤いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ①いじめ調査等：いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ・児童対象のいじめアンケート調査(毎月)
 - ・児童対象の教育相談(6月、11月、2月、随時)
 - ・保護者対象いじめアンケート調査(6月、11月、随時)
- ②いじめ相談体制
 - ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
 - ・スクールカウンセラーや市教育センター相談員、県派遣のスクールソーシャルワーカーと連携を図る。
- ③いじめ防止等の対策のための教職員の資質向上
 - ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置と主な取組

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織(以下「組織」という。)として、「校内いじめ問題対策委員会」を設置する。

(1) 校内いじめ問題対策委員会

- ①構成員・・・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、学級担任、養護教諭
- ②開催時期・・・年度当初に計画し開催。(週に1回程度 児童理解の会を兼ねる)
*但し、いじめの重大事案が発生した時は、緊急に開催。

(2) 拡大いじめ問題対策委員会

- ①構成員・・・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー その他、必要に応じて地域の人権擁護委員、駐在所長、主任児童委員、民生委員、ソーシャルスクールワーカー
- ②開催時期・・・年2回開催 *但し、いじめの事案が発生した時は、緊急に開催。

(3) 役割

- ①大和川小学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ②いじめについての共通理解と指導体制の確立

- ③いじめの事例について報告、分析、対策の決定
- ④「アンケート」の調査結果の報告、分析
- ⑤教育相談の結果等の報告、分析

(4) いじめを認知した時の対応（別紙参照）

- ①速やかに事実を確認し、迅速に情報収集を実施する。
- ②いじめを受けている児童や通報した児童の身の安全を最優先とする。
- ③情報を基に、いじめ問題対策委員会で組織としての対応策を協議し、職員間で共通理解を図る。
- ④糸魚川市教育委員会へ、いじめの第1報を入れる。
- ⑤いじめを受けた児童の保護者と連絡を取り、事実関係と当面の対応を説明する。そして、今後の連携について、保護者の意思を確認する。
- ⑥いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめをしないよう本人及び保護者への助言・指導を継続的に実施する。
- ⑦いじめに関係する保護者に対して、必要な情報と学校での対応を説明するとともに、学校での様子を定期的に情報交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑧いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできない場合は、誰かに知らせよう指導する。
- ⑨犯罪行為として取り扱われるべき事案については市教育委員会へ報告するとともに、警察署に通報し必要な対応を図る。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図るとともに、情報モラルに関する指導を実施する。
- ②フィルタリング、ネット見守り、スマートフォン利用の親子での約束づくりや実施など、与え放しにせず保護者の管理を行うよう、保護者への啓発を図る。
- ③インターネット利用に関する職員研修の充実を図り、職員の理解を深める。

第3章 重大事態への対応

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。）
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（相当の期間とは年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。）
- (3) その他、学校や市教育委員会が重大事態と判断する場合。

2 重大事態発生時の対応

市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

(1) 学校が調査主体となった場合の対応

- ①「いじめ防止等の対策のための組織」を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
- ②組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ④調査結果を市教育委員会に報告する。
- ⑤市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

(2) 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

設置者の調査に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

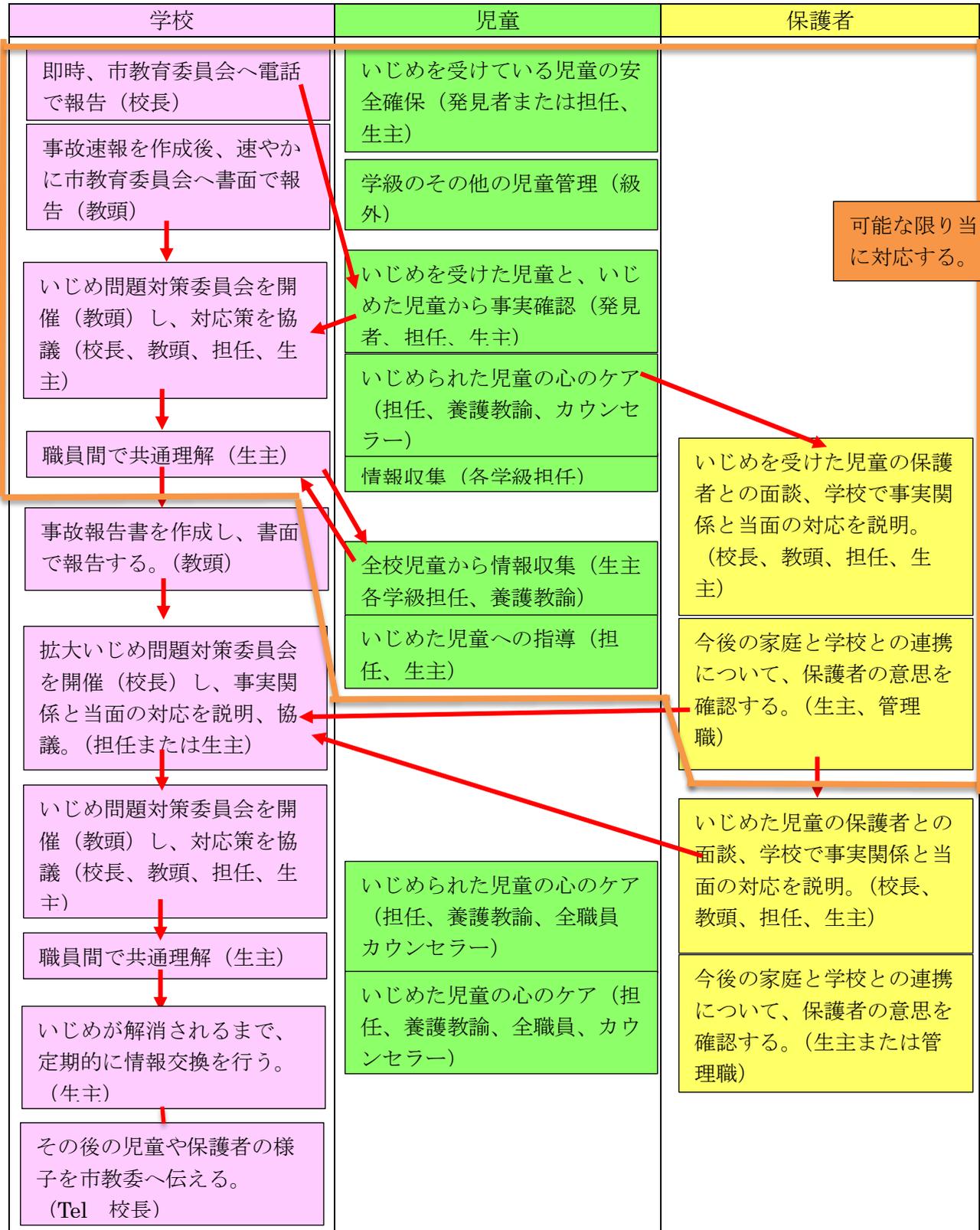
児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止等のための年間計画

	児童の取組	教職員の取組	保護者・地域の取組
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロスクールの取組 ○年間の目標と計画づくり ○学級等の組織とルールづくり ○あいさつ運動（通年） ○縦割り班活動開始 ○振り返りアンケートの記入 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の共通理解 ○児童の情報交換 ○いじめ問題対策委員会 ○学習参観、懇談会 ○PTA 総会 ○家庭訪問 ○児童への振り返りアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロ県民運動（通年） ○いじめ防止対策の説明と広報 ○交通安全指導（P 育成部） ○学習参観、懇談会 ○PTA 総会 ○家庭訪問 ○大和川っ子の約束24カ条
5	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会（縦割り班種目） ○児童総会 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動会 ○幼保小連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動
6	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸清掃 ○教育相談 ○修学旅行 ○QU 検査 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校保健委員会 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動 ○第1回学校保健委員会
7	<ul style="list-style-type: none"> ○友遊タイム（ドッチボール大会） ○親善水泳大会 ○1学期の振り返り ○夏休みのきまり 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価アンケート ○学習参観、懇談会 ○PTA 全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習参観、懇談会 ○PTA 全体会 ○広報活動 ○地区子どもレク
8	<ul style="list-style-type: none"> ○夏季休業中の各種行事 ○糸魚川東中学校区交流会（部活動体験） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導研修 ○学校評価（前期） ○校外巡視 ○小小交流会打合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域での健全育成 ○広報活動 ○地区子どもキャンプ
9	<ul style="list-style-type: none"> ○親善陸上大会 ○立山自然教室 ○ふれあい給食 ○糸魚川東中学校区交流会（小小交流会・中1チャンス） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一日学習参観 ○児童の情報交換 ○中1チャンス打合せ ○深めよう絆県民の集い 	<ul style="list-style-type: none"> ○一日学習参観 ○広報活動
10	<ul style="list-style-type: none"> ○持久走記録会 ○なでしこ祭 	<ul style="list-style-type: none"> ○持久走記録会 ○なでしこ祭 	<ul style="list-style-type: none"> ○なでしこ祭への協力 ○広報活動
11	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○教育相談 ○オリエンテーリング ○QU 検査 ○友遊タイム（あそび・交流給食） 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○学習参観、懇談会 ○教育相談 ○学校評価アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ見逃しゼロスクール集会 ○学習参観、懇談会 ○広報活動
12	<ul style="list-style-type: none"> ○2学期の振り返り ○冬休みのきまり 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価（後期） ○校外巡視 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別面談 ○広報活動
1	<ul style="list-style-type: none"> ○糸魚川東中学校体験入学 ○長縄イベント強調週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間の学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報活動
2	<ul style="list-style-type: none"> ○友遊タイム（長縄大会） ○教育相談 ○卒業、進級に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習参観、教育懇談会 ○学年末 PTA ○親子清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ○学習参観、教育懇談会 ○学年末 PTA ○親子清掃 ○広報活動
3	<ul style="list-style-type: none"> ○年度の振り返り ○卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式 ○小中情報交換会 ○新年度体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業式

いじめを把握（発見者）

発見者は、即時、担任、生徒指導主任（以後生主）、管理職に報告



※犯罪行為として取り扱われるべき事案については、校長が市教育委員会へ報告するとともに、警察署に通報し必要な対応を図る。

※重大事態として速やかに校長が市教育委員会へ報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、指導・助言を受ける。

